

和歌山県立紀の川高等学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成26年3月26日作成

1 いじめの防止対策等に関する基本的な方針

(いじめの禁止)

いじめは、人としてはずかしい行為です。
人をいじめてはいけません。また、観衆※1や傍観者※2
になってもいけません。

※1 観衆：周りではやしたてたり、面白がったりする人々。

※2 傍観者：見て見ぬふりをする人々。

(基本理念)

いじめは、人としての尊厳と教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長と人格の形成に影響を残し、命や身体に重大な危害を生じさせます。

本校では、すべての生徒がいじめをしない、また、他の生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する生徒の理解を深めるとともに、家庭や関係機関等との連携を図りながら組織的に対処していきます。

(学校及び職員の責務)

いじめが無く、すべての生徒が安心して学校生活ができるように、家庭や関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速に対処し、さらにその再発防止に努めます。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(第2項・第3項・第4項は省略)

(2) いじめの態様（具体的事例）

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 金品を要求される。
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等を使って、プライバシーを侵害されたり、誹謗中傷や嫌がらせを受ける等。

3 いじめの防止対策等の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の教育目標「一人ひとりを大切に、心豊かなたくましい人間を育成する」をふまえ、いじめを許さない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 学校生活のなかで、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、人間としての在り方・生き方を考えさせる活動や体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 家庭、地域住民、関係機関等との連携を図り、いじめの防止等に取り組む。

- (エ) 学級活動や生徒会活動などに対して支援を行う。
- (オ) いじめの防止に関する啓発や、理解を深めるための学習活動として、人権学習やアSEMBリー等を実施する。
- (カ) 継続的な指導及び支援を行うために、いじめ防止対策委員会等を定期的に行き催し、生徒の人間関係を継続的に注視していく。
また、いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

イ いじめの早期発見・早期対応のための対策

(ア) いじめの調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な取組を次のとおり実施する。

- ① いじめに関するアンケート調査 年3回
- ② 担任面談（生徒・保護者）や生徒支援委員会等を通じた生徒からの聞き取り調査

(イ) いじめの相談体制

- ① いじめ相談窓口の設置（教頭）
- ② 生徒及び保護者からいじめに係る相談があった場合、次のとおり対応する。
 - いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応する。
 - スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活用する。

(ウ) いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(エ) 家庭、地域及び関係機関等との連携

ウ インターネットを通じて行われるいじめに関する対策

ネット上での拡散の速さと削除の困難さをふまえ、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止に努めるとともに効果的に対応できるよう、生徒及び保護者に必要な啓発活動等を行う。

(2) いじめの防止等に関する対策

ア いじめの防止等に関する組織の設置（いじめ防止対策委員会）

<構成員>

校長、教頭（定・通）、生徒指導部長（定・通）、人権推進室（定）、 人権教育部（通）、生徒支援委員会代表、スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー

※ただし事象発生時には、下記のメンバーを加える。

学年代表（定）、通信制代表、関係教職員、外部機関等

<活 動>

- ① いじめの未然防止等や、いじめが心身に及ぼす影響などの啓発に関すること。
- ② いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査や教育相談など）
- ③ いじめの防止に関すること。
- ④ いじめ事案の対応に関すること。

<いじめの問題への対応として>

- 防止及び計画等……人権推進室（定時制）・人権教育部（通信制）を中心に
- 生徒への指導……生徒指導部を中心に
- 生徒への支援（ケアー及びフォロー等）
……生徒支援委員会を中心に

イ いじめに係る対応

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、直ちに確認を行う。
- (イ) いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援を行うとともに、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる。

- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、必要な手だてを講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。(きのくに学校警察相互連絡制度の活用等)

(3) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (ア) いじめを防止するための取組に関すること。
- (イ) いじめの早期発見を行うための取組に関すること。

4 重大事案時の対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、別紙をもとに次の対応を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、和歌山県教育委員会に直ちに報告する。
- (イ) 和歌山県教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を直ちに設置する。
- (ウ) いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) いじめの調査等の結果等については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、必要な情報を適切に提供するとともに、和歌山県教育委員会へ報告する。